平成２３年（フ）第７２６号
埼玉県川口市末広１丁目１番20―501号　第６藤島マンション
債務者　川味　隆則
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３７号
埼玉県上尾市二ツ宮941番地３　ベルピア上尾第11―204、旧住所埼玉県深谷市西島町２丁目３番地20
債務者　八山奈保子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
石川県小松市八里台40番地２
債務者　今村　　司
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１９８号
山梨県南巨摩郡身延町下山9162番地１
債務者　望月　和子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
山梨県甲府市湯村３丁目23番Ｂ―501号
債務者　渡邉　絹一
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
岐阜県美濃加茂市前平町１丁目109番地　ハイツ渡辺Ｂ105
債務者　市野　美紀（旧姓浜形）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４９号
岐阜県加茂郡川辺町下川辺677番地２
債務者　福井みどり
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２９号
岐阜県高山市松之木町3128番地５
債務者　門村　恵里
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
岐阜県下呂市森1535番地
債務者　波多野美佐子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第８１５号
愛知県春日井市上条町１丁目16番地１　ロジュマン春日井702号
債務者　牧戸　紀子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６号
三重県名張市富貴ケ丘５番町185番地
債務者　瀧澤香奈子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第７９号
三重県桑名市大字西方261番地３
債務者　水谷　　充
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
三重県四日市市平尾町205番地１
債務者　樋尾　　毅
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
三重県四日市市平尾町205番地１
債務者　樋尾満智子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
三重県四日市市生桑町2114番地１
債務者　杉浦　浩一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
三重県四日市市生桑町2114番地１
債務者　杉浦みふね
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
三重県三重郡川越町大字南福崎317番地１
債務者　三崎　典子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
兵庫県伊丹市寺本４丁目80番地　５―403号、前住所兵庫県伊丹市緑ケ丘７丁目57番地１ヒューゲルハウス105号泊方
債務者　福原袈裟和
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２２１号
兵庫県宝塚市小浜２丁目５番25―702号
債務者　谷口　弘美
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで神戸地方裁判所伊丹支部